



産保第2365号

令和2年3月25日

一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



新型コロナウイルス感染症に伴う講習の期間延長について（通知）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の事由により法律に基づく講習の期間延長について、別添のとおり措置されましたので、お知らせします。

貴協会におかれましては、会員事業所及び講習会受講者へ周知されますようお願いいたします。

担当

保安対策室 渡辺

電話 043-223-2736

保安係員

保安主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。

免状取得後、最初の講習の場合

H28年度中に免状取得

期間：3年以内

延長

1年

H29.4.1

R2.3.31

R3.3.31

二回目以降の講習の場合

H26年度中に受講

期間：5年以内

延長

1年

H27.4.1

R2.3.31

R3.3.31

上図の期間にかかわらず、選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

例) 令和2年6月30日に期間が終了する場合

選任日

期間：6月以内

延長

6月

R2.1.1

R2.6.30

R2.12.31

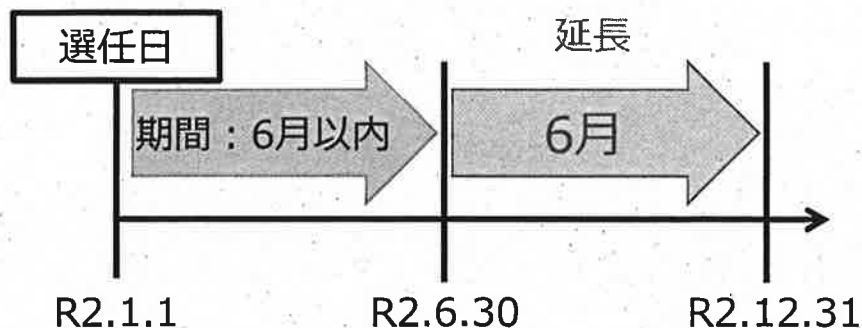
保安企画推進員

講習を受けさせなければならない期間が、
選任後最初の講習は6月、二回目以降の
講習は1年、延長されます。

選任後、最初の講習の場合

選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和2年2月1日から6月30日の間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

例) 令和2年6月30日に期間が終了する場合



二回目以降の講習の場合

講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、その期間が1年間延長されます。

H26年度中に受講

